

2. 外国へ留学する学生援助事業

(1) 対象者

令和2（2020）年度に外国の大学等へ留学する本学の学生で次の各号の一に該当し、部局の長等が推薦する者。

- ① 学部または大学院に在籍している者で、3ヶ月（1クォーター相当）以上留学する者
大学等での在学期間を留学期間とし、移動日は含みません。年度内に事業が開始されるものに限
り、次年度へ跨ることを可とします。

語学研修での留学も含まれますが、その場合には協定校等が開講している語学研修や、生協等により実施され充実した内容であることがプログラム（受講内容が明示されたもの）等により証明できるものに限ります。

なお、相手先大学等の学期の始まりが令和2（2020）年1月以降の場合、留学期間が令和2（2020）年度に跨り3ヶ月（1クォーター相当）以上となることを前提に、当該事業の対象とします。

また、年度内に複数回留学し、合算した期間が3ヶ月以上に相当する者も対象とします。さらに、過去に留学した期間があり、当該留学（年度内）に係る申請期間を合算すると3ヶ月以上に相当する者についても対象とします（1クォーター相当は不可）。

- ② ダブルディグリープログラム、ジョイントプログラム等により外国の大学へ留学する者

(2) 募集人員

- ① 第1期（1月） 5人程度
② 第2期（4月） 5人程度
③ 第3期（7月） 5人程度
④ 第4期（10月） 5人程度

(3) 募集期間

- ① 第1期 令和2（2020）年1月6日（月）～1月17日（金）
② 第2期 令和2（2020）年4月6日（月）～4月17日（金）
③ 第3期 令和2（2020）年7月6日（月）～7月17日（金）
④ 第4期 令和2（2020）年10月5日（月）～10月16日（金）

(4) 支給額

準備金※40,000円又は80,000円＋奨学金30,000円／月

※準備金

アジア地域（アフガニスタン、インド、インドネシア、韓国、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中国（香港、マカオ含む）、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス）は40,000円、その他の地域は80,000円

(5) 申請書等

外国へ留学する学生援助事業申請書（様式2）。また、以下の書類を添付してください。

- ① 相手大学等との受入についての交渉状況が分かるもの（ない場合はその理由）
（ア）私費で留学する場合には、相手大学の受入れ承認を示すもの
（イ）交流協定校及び交流実績のある大学等へ留学する場合には、相手大学と本学部局等の承認を示すもの
（ウ）語学研修の場合には、プログラム等受講内容が証明できるもの

- ② 本学学部及び大学院の直近の成績表
- ③ TOEIC 公式認定証等当該国言語のコミュニケーション能力を示す書類があれば、その写し
- ④ 交流協定校ではないが交流実績のある大学等へ留学する場合、交流実績を示す書類
- ⑤ 大学以外へ留学する場合、留学先の詳細が分かる書類
- ⑥ 過去に留学した期間があり、当該留学に係る申請期間を合算すると3ヶ月以上に相当する者については、過去の留学期間、留学先及び、その内容等が確認できる書類

(6) 選考方法

- ① (1) 対象者①に該当する者 書類選考と15分ほどの面接を行い、香川大学インターナショナルオフィス会議において決定します。面接については、別途通知します。
- ② (1) 対象者②に該当する者 書類選考を行い、香川大学インターナショナルオフィス会議において決定します。

(7) 報告書

本援助事業を受給した者は、留学期間終了後1ヶ月以内に実施報告書(様式4-3、4-4)を作成し、所属部局長等から国際グループへ実施報告書を提出してください。

(8) その他

- ① 他団体等から留学のための奨学金(調査及び研究補助等による報酬含む。)を受ける際には、その平均月額が2万円を超えないこと。超える場合は併給を認めません。
- ② 本援助事業を受給した学生は、香川大学インターナショナルオフィス等の依頼に応じて、海外留学フェア等で帰国報告を行って頂く場合があります。
- ③ インターナショナルオフィスが指定する海外旅行保険に加入すること。
- ④ 渡航前に本学が開催する海外危機管理セミナーに必ず出席すること。
- ⑤ 準備金は募集開始時にすでに渡航している学生には支給されません。
- ⑥ 一度何らかの理由で不採択となった者が再申請する場合、準備金及び再申請前の留学期間分を支給することはできません。
- ⑦ (1) 対象者①に該当する者で、過去に留学した期間があり、当該留学に係る申請期間を合算すると3ヶ月以上に相当する者に対する援助については、当該申請に係る留学期間のみを対象とし、過去の留学期間に係る遡及しての援助は行いません。
- ⑧ (1) 対象者①に該当する者が、留学計画に変更が生じ、留学期間(合算した期間を含む)が3ヶ月に満たなくなった場合には、支給額を返還して頂きます(本人の責によらないものを除く)。